

児童福祉審議会本委員会(7月31日開催)における条例案の項目に係る委員意見

■総則的事項

- 子供の年齢や発達に応じた意見表明の尊重、子供の最善の利益の実現
- 体罰（しつけと称した体罰、暴言）禁止の明確化

■未然防止

- 子供自身が虐待について理解するための学校教育の取組
- 妊娠期からの啓発、支援
- 乳幼児健診の受診義務
- 保護者が安心して子育てできる、関係機関のネットワーク・連携の構築

■早期発見・対応

【虐待通告】

- 通告しやすい、通告をためらわない体制・環境づくり
- 死亡事例（殺人事件）を防ぐことが旗印でなく、行き詰った親子関係、養育不調に陥った親子を救うために、隣人・地域のネットワークを効果的・積極的に生かすため、また、地域の子育て支援能力を強化するための通告勧奨

【情報収集】

- 既に虐待防止法で規定されているにもかかわらず、一部、学校や病院が保護者との対立をおそれ通告や情報提供に消極的な例の改善
- 子供の福祉に関する機関以外にも、児童相談所等が情報提供を求められることを明文化

【早期対応】

- 児童相談所の法的権限の積極的行使
- 保護者への配慮による安全確認の遅れがないようにすること。保護者の子供の安全確保責任、養育責任が優先

【関係機関連携】

- 警察との必要に応じた連携

■子供・保護者への支援

- 虐待を受けた子供の大半が家庭で生活を続ける。親支援が重要
- 保護者を地域で支援する体制・拠点が必要

■社会的養護の充実

- 虐待を受けるなどにより社会的養護のもとにいる子供の権利擁護に努めるとともに、コミュニティから等しく愛護されるよう理解を深めることが必要
- 子供を支援する職員のケアや負担軽減

■虐待死亡事例等の検証

- 虐待死亡事例の検証結果を、児童相談所及び区市町村等の各機関の対応に活かす取組
- 都や区市町村が検証を行うに当たり、必要な情報提供を求めることができることを規定

■その他

- 関係機関からの保護の必要性の訴えや入所措置解除後の家庭復帰への懸念の受止め
- 都の区市町村支援